

令和3年6月24日

御利用者・御家族の皆様

大阪府立障がい者自立センター所長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止に関する対応の継続について（お願い）

日ごろから当センターの運営に、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、4月23日に本府ほか3都府県を実施区域とした「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）[措置期間4月25日～5月11日]が発出されました。当センターにおいては、緊急事態宣言の発出を受けて、さらなる取り組みの強化を図ったところです。

その後、緊急措置期間の延長、再延長を経て、6月17日に本府ほか6都道府県を実施区域として追加する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示が行われました[措置期間6月21日～7月11日]。

本府においては、感染者数は大きく減少し、医療体制は一時期の危機的な状況を脱したものの、再び感染が拡大すれば、医療提供体制のひっ迫は避けられず、引き続き感染防止対策が必要であるとして、府民の皆様に出発の自粛等をお願いしており、当センターにおいても、これまでの取り組み（※）を継続しながら、サービス提供を行いたいと考えておりますので、皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況等に応じて、当センターの取り組み内容を変更する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

※ 緊急事態宣言発令にともなう感染拡大防止に関する対応について（令和3年4月28日）

当センターのWebサイトでも、当センターにおける新型コロナウイルス感染症対策についての情報を掲載しておりますので、御参照ください。また、御不明の点等ありましたら、以下の連絡先までお問合せください。

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/index.html>

大阪府立障がい者自立センター

電話 06-6692-2971

ファクシミリ 06-6692-2974

